

第 14 条 （グローバル・ストックテイク（世界全体としての実施状況の検討））

大井通博¹（解説）、増田大美²（交渉の経緯）

Article 14

1. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement shall periodically take stock of the implementation of this Agreement to assess the collective progress towards achieving the purpose of this Agreement and its long-term goals (referred to as the “global stocktake”). It shall do so in a comprehensive and facilitative manner, considering mitigation, adaptation and the means of implementation and support, and in the light of equity and the best available science.

2. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement shall undertake its first global stocktake in 2023 and every five years thereafter unless otherwise decided by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement.

3. The outcome of the global stocktake shall inform Parties in updating and enhancing, in a nationally determined manner, their actions and support in accordance with the relevant provisions of this Agreement, as well as in enhancing international cooperation for climate action.

<訳文>

1 この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するためのこの協定の実施状況に関する定期的な検討（この協定において「世界全体としての実施状況の検討」という。）を行う。この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、包括的及び促進的な方法で、緩和、適応並びに実施及び支援の手段を考慮して並びに衡平及び利用可能な最良の科学に照らして、世界全体としての実施状況の検討を行う。

2 この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が別段の決定を行わない限り、最初の世界全体としての実施状況の検討を二千二十三年に行い、その後は五年ごとに行う。

3 世界全体としての実施状況の検討の結果については、各締約国が、この協定の関連の規定に従い自国が決定する方法によって自国の行動及び支援を更新し、及び強化するに当たり、並びに気候に関する行動のための国際協力を強化するに当たり、締約国に対し、情報が提供される。

¹ 環境省大臣官房環境影響審査室長（2015年12月当時は環境省地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室長）

² 環境省大臣官房環境計画課課長補佐（2015年12月当時は環境省地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室地球環境問題交渉官）

<解説>

既に見てきたように、パリ協定では、第2条第1項において工業化以前からの世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下回るように抑える等の目的及びそれを達成するための緩和に関する長期目標、適応、支援に関する目的等を定めている。一方で、その目的・目標を達成するための具体的な手段としては、各国が定める緩和貢献（第4条）など参加各国に委ねられる部分が多い。このため、条約の目的・目標に関する世界全体としての進捗状況を定期的に検討し（グローバル・ストックテイク³）、その結果が、各国のNDCの定期的な更新・強化（第4条）や行動・支援の向上に対して情報を与えることにより、各国の取組を前進させることとされた。各国が自ら定める取組の足し合わせによって世界全体の目的・目標が達成できるのか、との懸念がある中で、協定の実効性を確保するための仕掛けである。

パリ協定は、世界全体の目標設定というトップダウン的なアプローチと、各国が自ら定める貢献というボトムアップ的なアプローチを併用しているが、グローバル・ストックテイクはこの双方のアプローチを接合させ、世界全体の長期目標との進捗を確認しながら各国の貢献を定期的に「前進」させる仕組みと見ることができ、パリ協定の重要な特徴の一つである。また、これまで気候変動に関する世界全体の定期的な進捗の検討は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等による科学的な作業がその中心を担ってきた。それに加えて今後は、パリ協定に基づき国際政策・政治の分野においても進捗の検討作業を実施することとなり、かつそれがIPCCにおける科学的な作業と密接な連携を図っている点も重要である。

（1）実施主体、目的、内容等

本条第1項では、グローバル・ストックテイクの実施に関する基本的な事項として、実施主体（誰が）、目的（何のために）、方法（どのように）、及び内容（何を行うか）について規定している。まず実施主体・内容については、「パリ協定の締約国会議」すなわち協定に加盟する全ての国が参加して行うこととなる。その目的は、「協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するため」とし、内容として「パリ協定の実施状況に関する定期的な検討を行う(periodically take stock)」を義務付けている。ここで、「協定の目的」とは、第2条第1項に掲げる、緩和、適応及び支援に関する目的（工業化以前からの世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下回るように抑える等）を指す。また、「長期的な目標」(long-term goals)とは、第2条第1項の長期気温目標のほか、第4条第1項に規定する緩和の目標（今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収の均衡を達成するため、世界全体の温室効果ガスの排出量をできる限り早期にピークアウトしその後迅速に削減等）

³ 定訳では、「世界全体としての実施状況の検討」と訳されているが、本稿では、交渉関係者の間で一般名詞化している英語名称 global stocktake を用いる。なお、stocktake

(stocktaking) は、making a list of all the goods in a shop/store（オックスフォード現代英英辞典第7版より）で、お店の在庫確認を意味する語であるが、転じて一般に「作業の進捗状況を点検・確認すること」という意味合いで用いられる。

を指すと考えられ（パリ協定第 4 条第 1 項及び COP21 決定 1 パラグラフ 20）、また加えて、第 7 条第 1 項に規定する適応の目標（適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱性の強化及び脆弱性の減少）もこの「長期的な目標」に相当すると解釈するのが適当と考えられる。なお、この他に関連しうる事項として、第 10 条第 1 項には支援のうち技術開発・移転について「長期的ビジョン」の共有が位置付けられている。

グローバル・ストックテイクの方法としては、①包括的かつ促進的な方法で行い、緩和、適応、実施・支援の手段について考慮し、②衡平(equity)及び利用可能な最良の科学 (best available science) に照らして行う、との基本原則を規定している。その上で第 3 項において、グローバル・ストックテイクの成果 (outcome) の役割について規定し、成果は各国の行動と支援の更新・強化及び各国間の国際協力の強化に対して情報を与えることを義務付けている(shall inform)としている。

（2）実施時期

第 2 項では、「締約国会議が他に決定を行わない限りにおいて」との条件付きではあるものの、2023 年に第 1 回目のグローバル・ストックテイクを行い、その後 5 年ごと（すなわち、2028 年、2033 年・・・）に実施する旨が規定されている。パリ協定は 2020 年以降の新しい枠組みと想定されていたこと、またパリ協定第 4 条で各国の「NDC の 5 年毎の提出」（4 条 9 項）と「NDC の前進」（4 条 3 項）が規定され、2025 年、2030 年等の 5 年おきに実施される各国の NDC の提出に対して情報を与える必要があること、NDC 提出は明確性・透明性等確保のため関連 COP の 9 から 12 か月前に提出することが求められること（COP21 決定 1 パラグラフ 25）等から、グローバル・ストックテイクと各国の「貢献」提出（2025 年）に 1 年半程度の間を空けるため、初回は 2023 年及びそれ以降の 5 年ごとに実施することとされたものである。他方で、パリ協定採択までの時点で各国が提出している約束草案の総計から想定される 2025 年及び 2030 年の排出総量が 2°C 目標を達成するシナリオの排出経路を大幅に超過しているとの懸念があること、COP21 決定に基づき各国は 2020 年までに NDC の提出・更新等を行う（2025 年の目標を掲げる国は新たな NDC を提出。2030 年の目標を掲げる国は NDC の提出又は更新（COP21 決定パラグラフ 23 及び 24）とされたこと等を勘案し、COP21 決定パラグラフ 20 において、緩和の長期目標に関する全体の努力の進捗を確認するための促進的対話 (facilitative dialogue) を 2018 年に実施し、その結果が各国の NDC の提出に情報を与えることとされている。

2023 年に第 1 回目のグローバル・ストックテイクが行われるものの、この 2018 年に行われる促進的対話が、緩和に関してはグローバル・ストックテイクと同様の機能を果たすこととなる。2018 年の促進的対話の具体的な進め方については、2016 年 11 月の COP22 決定 1 及び 2017 年 11 月の COP23 決定 1 により COP23 において COP22 議長国モロッコと COP23 議長国フィジーとが締約国とコンサルテーションが行われ、タラノア対話として

2018 年 1 月から開始され、2018 年の COP24 で取りまとめられることとなった⁴⁵。

（3）具体的な手続き等の詳細

以上、本条でグローバル・ストックテイクの要諦が規定されているが、グローバル・ストックテイクを実施するためには、参照すべき情報の内容（インプット）や、実際にどのような手続きで検討作業を進めるのか等についてさらに詳細を決定していく必要がある。このため、COP21 決定において、パリ協定特別作業部会（APA）に対し以下の事項を検討し、第 1 回締約国会議で採択できるよう勧告(recommendations)を作成し報告することを求めている（パラグラフ 99～101）。

- 1) グローバル・ストックテイクへのインプットとなる情報源(COP21 決定パラグラフ 99)
- 2) グローバル・ストックテイクの手続き(モダリティ)（パラグラフ 101）

なお、情報源に関しては、COP21 決定パラグラフ 99 の中で「この情報源には以下を含み、かつそれらに限らない」としており、少なくとも以下列挙した情報はグローバル・ストックテイクへのインプットとなるとの認識が共有されている。

- ✓ 以下に関する情報
 - 締約国が提出した NDC による総体的な効果に関する情報、
 - パリ協定第 7 条第 10 項及び 11 項に基づき各国が提出する「適応に関する情報」並びに第 13 条第 8 項に規定する報告書によって得られる、適応に関する努力・支援・経験及びプライオリティに関する情報
 - 支援の動員及び提供に関する情報
- ✓ IPCC による最新の報告書
- ✓ 補助機関からの報告

また、特に IPCC が行う各種の評価からグローバル・ストックテイクへどのように情報を与えるべきかについて、科学的・技術的事項に関する補助機関（SBSTA）において検討し、パリ協定の第 2 回締約国会議に報告するよう求めている（パラグラフ 100）。

2016 年の SBSTA の議論では、IPCC 第 6 次評価報告書に向けた作業のサイクルが 2023 年の第 1 回グローバル・ストックテイクの情報源の鍵となること、過去の経験（SBSTA ではパリ協定以前も、気候変動枠組条約の究極目的の観点から長期目標及び長期目標への進捗状況に関する定期レビューが行われてきた）等も踏まえて情報源を検討していくこと等

⁴ UNFCCC, Decision 1/CP.22, Preparations for the entry into force of the Paris Agreement and the first session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement, U.N. Doc. FCCC/CP/2016/10/Add.1 (Nov. 18, 2016) at paragraph 16, <http://unfccc.int/resource/docs/2016/cop22/eng/10a01.pdf> (last visited Feb 8, 2017).

⁵ UNFCCC, Decision 1/CP.23, Preparations for the implementation of the Paris Agreement and the first session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement, U.N. Doc. FCCC/CP/2017/L.13 (Nov. 18, 2017) at paragraph 10-11 and Annex II, <https://cop23.unfccc.int/resource/docs/2017/cop23/eng/l13.pdf> (last visited Mar 17, 2018).

が認識されている⁶。

COP21 決定では、IPCC に対し、2018 年に 1.5°C 目標及び関連する世界全体の排出経路に関する特別報告書を作成するよう招請しており（パラグラフ 21）、その結果もグローバル・ストックテイク及び 2018 年に行われる促進的対話へのインプットとなることが予想される。

<交渉の経緯>

グローバル・ストックテイクは本協定の目的を達成するための世界全体の集約的な努力を定期的に評価するものであり、緩和、適応、支援の全ての要素に係る横断的なものとして規定されているが、交渉の経緯としては元々、各国目標の「周期 (cycle)」「時間枠 (time frames)」「手続 (process)」「戦略的レビュー (strategic review)」等という副題の下で議論が行われてきた。

2015 年 2 月のダーバン・プラットフォーム特別作業部会第 2 回会合第 8 セッション (ADP2-8) 後の交渉テキスト (ジュネーブテキスト、FCCC/ADP/2015/1)⁷においては、「目標 (commitment)/ 貢献 (contribution)/ 実施と野心に関するその他の事項に関する時間枠 (Time frames) と手続 (process)」というセクション (節) が設けられ、目標 (後の NDC 等も含まれる) について

- ・各国の目標期間 (開始年から目標年まで)
- ・各国目標の提出・見直しの頻度
- ・各国目標の事前レビュー (ドラフト段階の目標を事前かつ国際的に協議するものであり、4 条における削減目標の事前協議 (ex-ante consultation) に相当)
- ・各国目標の事後レビュー (目標の達成状況等を事後的に確認するためのものであり、13 条透明性枠組みに相当)
- ・各国目標を総計 (aggregate) した際の世界全体のレビュー、戦略的レビュー (Strategic review)

が同セクションの中で議論されていた。併せて、各要素 (緩和・適応・支援) セクションにおいても各国が行うべき義務・取組等について議論が行われ、これらと並行して記載された。ADP2-8 においては、「サイクルの対象をどう設定するか」とのスコープ問題も議論され、先進国を中心に、緩和目標をサイクルの対象にすべき、また途上国を中心に、緩和・適応・支援の全ての要素を扱うべき (全ての要素を同等に扱うか、或いは要素毎に異なる周期とす

⁶ UNFCCC, 2016, [Online], Available from: <http://unfccc.int/resource/docs/2016/sbsta/eng/l24.pdf> [Accessed 9th, Feb, 2017]

⁷ UNFCCC, 2015, [Online], Available from: <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/01.pdf> [Accessed 30th, Jan, 2017]

るかは国によって意見が分かれた）といった主張が行われた。

2015 年 6 月の ADP 第 9 セッション（ADP2-9）でも目標の時間枠・プロセスというタイトルの下で議論が引き続き行われ、

- ・本セッションにおいて全体レビューを横断的に議論すべきとの意見、各要素の目標等に関する手続は各要素セッションにおいて議論すべきとの意見、また本セッション自体を議論するのは早計であり削除すべきとの意見等、様々な意見があった。
- ・また、サイクルの順番についても議論があった（事前検討、提出、事後レビュー、更新、全体レビューの順番付）。パリ協定が 2020 年以降の枠組みであることを想定し、例えば、全体レビューと事前検討は 2020 年以前に行われる可能性も含めて議論がなされた。
- ・本セッションについても差異化の議論が行われた。新興途上国等から、先進国・途上国の間で差異化すべきとの主張が展開された。一方先進国は、目標の提出・更新等は全ての国に共通すべきものであり、全体レビューは世界全体で行うべきと主張した。

2015 年 8 月 ADP 第 10 セッション（ADP2-10）でも引き続き同セッションで議論が行われた。

- ・特に、要素毎に何を行うべきかといった議論が進められた。緩和については具体的なステップが話し合われ、削減目標が定期的（主に 5 年毎）に提出・更新されるべき、目標実施後に各国の取組を検証する事後レビューと、全体的なストックテイク（グローバルストックテイク）を行うべき、これを踏まえて次の目標を検討すべきといった議論が展開された。一方で、事前評価については意見が分かれた。先進国や一部途上国は必要性を主張したものの、一部の新興途上国は事前評価を経た上で最終化する場合は不正者の名前の公表（**name and shame**）に陥る可能性があるとして反対した。
- ・他方、適応、支援について緩和との扱いを同等とするかについて、議論は平行線となった。先進国は、要素毎に異なる扱いが必要と主張した一方で、全体会合において緩和、適応、支援を同等に扱うべきとの議論が途上国を中心になされ、個別のセッションにおいても、例えば資金について途上国側は先進国の資金支援目標が必要、また支援目標のサイクルを定めるべき、といった議論が展開された。
- ・ストックテイキング（stocktaking）という言葉は 8 月 ADP2-10 の後半から ADP2-10 終了後 9 月に開催された OECD 気候変動専門家グループ（CCXG）会合において、新合意に基づく取組がどこまで進んでいるかを確認するという趣旨で使用され始めた概念である。多くの国々がストックテイクは実施だけではなく幅広い内容を扱うものとし、これまでサイクル自体を否定していた国もストックテイクの必要性については反対しなかった。

2015 年 10 月 ADP 第 11 セッション（ADP2-11）では、その前に作成された ADP 共同

議長による10月5日付け提案文書（ADP.2015.8. Informal Note）に「グローバル・ストックテイク」という名称での条項が含まれ、これに更に追記された10月20日バージョンテキスト（Version of 20 October 2015@04:00hrs）に基づいて本セクションの議論が行われた。この中で、グローバル・ストックテイクの目的、スコープ、インプット、成果、タイミングについてより詳細に検討する作業が進められ、現在のパリ協定14条2項のタイミング、3項の成果活用、またCOP21決定パラグラフ99や100におけるインプット（NDCの全体効果やIPCC報告書等）が話し合われた。

また、グローバル・ストックテイクが全ての要素を扱うこととする、という点では先進国・途上国も含めて合意が出来つつあった。一方、要素毎に異なる扱いをするかどうか、差異化についての言及については引き続き議論が行われた。

2015年12月COP21では、1週目にグローバル・ストックテイクの成果が各国NDCにどのような影響を及ぼすかについて議論が行われ、1週目の成果としてのADP結論文書（FCCC/ADP/2015/L-6/Rev.1）⁸では、次の行動・支援を向上させる上で各国に情報を与える義務がある（shall inform Parties）とされた。続く2週目の閣僚級交渉では本議題は主に「野心」の問題として議論が行われ、日本を含め多くの国が、5年ごとのグローバル・ストックテイクの必要性及びその結果が次の目標NDCに情報を与え反映されるべきとの主張を展開し、12月9日15時Version1テキスト（第1版テキスト）⁹等においてはshall guide and informとされた。一方、新興国等を中心とする一部途上国からは、NDCは自国決定であり、グローバル・ストックテイクと一定程度切り離すべきとの主張があり、最終的には情報を与える（inform）こととなった（14条3項）。また緩和、資金等、要素毎の各条文にグローバル・ストックテイクとのリンクが明記された。

⁸ UNFCCC, 2015, [Online], Available from: <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/l06r01.pdf> [Accessed 30th, Jan, 2017]

⁹ UNFCCC, 2015, DRAFT TEXT on COP 21 agenda item 4 (b), Version 1 of 9 December 2015 at 15:00, [Online], Available from: http://unfccc.int/documentation/documents/advanced_search/items/6911.php?preref=60008814#beg [Accessed 2nd, Feb, 2017]